キャンプ桑江南側地区 平成23年度 まちづくり説明会(第1回)

平成23年11月24日~30日 北 谷 町

目次

- 1 返還に関わる状況について
- 2 まちづくりの事例紹介
- 3 意見交換



既返還の北側地区(北谷町役場庁舎)より、南側地区を望む

地区の位置



≪返還条件①≫

SACO最終報告(H8.12.2)

- 海軍病院のキャンプ瑞慶覧への移設
- ・残余の施設(住宅等)のキャンプ瑞慶覧又は 沖縄県内の他の米軍施設及び区域への移設
- キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の住宅統合

≪返還条件②≫

再編実施のための日米のロードマップ(H18.5.1)

- 普天間飛行場代替施設への移転
- 第3海兵機動展開部隊要員及びその家族の 沖縄からグアムへの移転
- 沖縄に残る施設 区域の統合

※全体的なパッケージの中で沖縄に関連する 再編案は相互に結びついている。

≪SACO最終報告の進捗状況≫

海軍病院の移設

•H21.05 移設先で病院建設着工

・現時点 移設先の病院建物本体は完成済み

(付帯施設の工事が残っている)

•H24.03 病院機能の移転開始(予定)

•H24.10 機能移転完了(予定)

残余の施設の移設

情報なし

≪SACO最終報告の進捗状況≫

住宅統合

- H14.07 高層住宅2棟提供 (キャンプ瑞慶覧ゴルフレンジ地区)
- H17.09 高層住宅2棟及び低層住宅38棟提供 (キャンプ瑞慶覧サダ地区)
- H20.06 低層住宅35棟提供 (キャンプ瑞慶覧北谷東地区)
- H22. 02 低層住宅24棟提供 (キャンプ瑞慶覧アッパープラザ地区)

【海軍病院の移設先の様子】



【2011年(H23年)11月撮影】



【2011年(H23年)11月撮影】

≪駐留軍用地跡地利用推進法(仮称)の制定 に向けた動き≫

H23年度末に沖振法・軍転法が期限切れ

H22.9.9~10 要望書提出(県知事及び駐留軍用地跡地関係市町村長) 「駐留軍用地跡地利用に関する新たな法律の制定について」 (提出先:沖縄及び北方担当大臣、防衛大臣、内閣官房長官、民主党幹事長)

H23.6.15~17 要望書提出(県知事及び駐留軍用地跡地関係市町村長) 「駐留軍用地跡地利用推進法」(仮称)の制定について (提出先:内閣官房長官、外務大臣、国土交通大臣、防衛大臣、沖縄及び北方担当大臣、民主党幹事長)

内閣官房長官、外務大臣、国土交通大臣、 防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、 民主党幹事長

「駐留軍用地跡地利用推進法」(仮称)の制定 について(要望)

駐留軍用地跡地利用に関する現行法は、「沖縄振興特別措置 法」第7章及び「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別 措置法」に規定されておりますが、両法は平成24年3月末に期 限を迎えます。

今後の大規模な基地返還跡地の利用は、長年基地を提供して きた国の責務として、地元に過重な負担を生じさせることなく、 沖縄の発展につながるものとなるよう進められるべきと考えて、 おります。

そのためには、両法を一元化のうえ、必要となる制度を盛り 込んだ、全ての基地跡地の整備が終了するまでの新たな法律を 制定する必要があります。

沖縄県及び跡地関係11市町村で構成する「跡地関係市町村連 絡・調整会議」においては、「駐留軍用地跡地利用に関する新 たな法制度提案の基本的考え」をもとに新たな法律の制定を昨 年9月に要望したところですが、今般、同基本的考えの内容に ついて「駐留軍用地跡地利用推進法(仮称)要綱県案」として 別添のとおり取りまとめたところです。

つきましては、同要綱県案を踏まえた「駐留軍用地跡地利用 推進法 (仮称)」を制定していただきますよう、強く要望いた します。

平成23年6月15、16、17日

沖縄県知事 仲井眞 弘 多

平成23年6月

沖縄県

【駐留軍用地跡地関係市町村長】

那覇市長 翁長雄志 宜野湾市長

浦添市長 儀 間 光 男 沖縄市長 東 門 美津子

うるま市長 島袋俊夫

本部町長 高良文雄

恩納村長 志喜屋 文 康 金武町長 儀 武

石嶺傳寶

北谷町長

北中城村長 新垣邦男

区画整理について

≪桑江伊平地区(キャンプ桑江北側)≫

事業名称:中部広域都市計画事業 桑江伊平土地区画整理事業

<u>地区面積:約45.8ha</u>

<u>事業期間:H15~H26</u>



北谷町役場区画整理課HPより 【2002年(H14年)10月撮影】

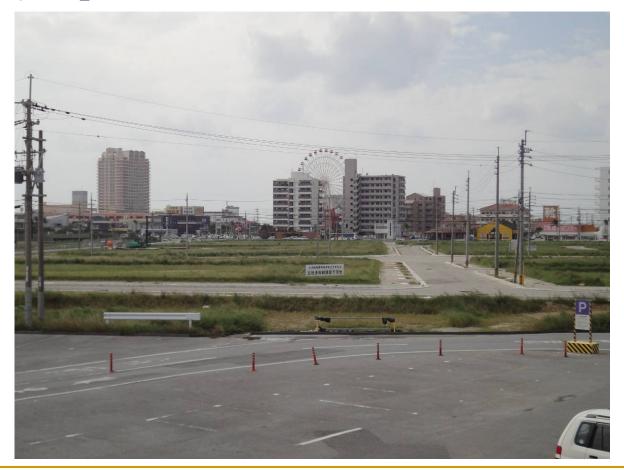
区画整理について

≪桑江伊平地区(キャンプ桑江北側)≫ 【事業経緯】

年月日	出来事及び地権者に関連する組織
H2. 6. 19	キャンプ桑江の一部土地の返還合意(日米合同委員会23事案の1つ)
H8. 12. 2	SACO最終報告(キャンプ桑江の大部分の返還合意)
H11	返還対策委員会 (郷友会より4名と軍用地主会)、 跡地利用委員会 (郷友会より14名選出)
H12. 12. 2	桑江伊平地権者会の発足
H14. 3. 13	土地区画整理事業、都市計画道路の都市計画決定
H15. 3. 31	返還 (キャンプ桑江北側部分とブースター地区)
H15. 5. 31	桑江伊平地権者会の 解散
H16. 3. 11	土地区画整理事業の事業計画認可
H16. 12. 24	桑江伊平まちづくり協議会の発足
H21. 5. 31	仮換地指定(効力発生)
H22. 3. 31	桑江伊平まちづくり協議会の 解散
H22. 9. 28	桑江伊平地区の地区計画告示
H23. 9. 30	第1回使用収益開始

区画整理について

≪桑江伊平地区(キャンプ桑江北側)≫ 【現在の様子】



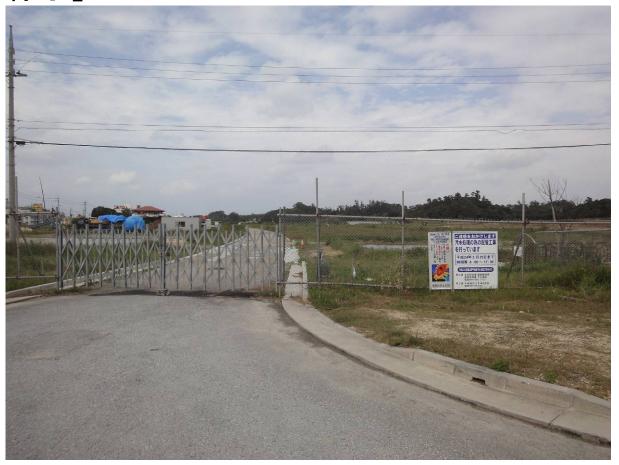
区画整理について

≪桑江伊平地区(キャンプ桑江北側)≫ 【現在の様子】



区画整理について

≪桑江伊平地区(キャンプ桑江北側)≫ 【現在の様子】



優れた環境・景観づくりのルール

≪桑江伊平地区(キャンプ桑江北側)≫

【地区計画】

土地区画整理事業の効果を維持し適切な土地利用の誘導を図ることにより 北谷町の活力と交流を生み出す新しい中心市街地の形成を目標として決定

建築物等の整備の方針地区計画の目標や土地利用の方針に基づき、 次に掲げる「建築物等に関する制限」の各号を定める。

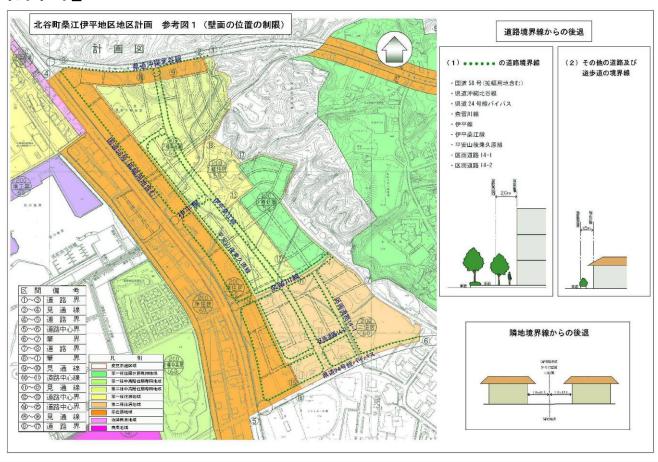
- 1. 建築物の用途の制限
- 2. 建築物の敷地面積の最低限度
- 3. 壁面の位置の制限
- 4. 建築物の高さの最高限度 8. 土地の形質の変更の制限

- 5. 建築物等の形態・意匠の制限
 - 6. 建築物の緑化率の最低限度
 - 7. 垣又はさくの構造の制限

優れた環境・景観づくりのルール

≪桑江伊平地区(キャンプ桑江北側)≫

【地区計画】



優れた環境・景観づくりのルール

≪桑江伊平地区(キャンプ桑江北側)≫

【地区計画】

の国産分		Openso	40年 日本	●注金 情報機 概 元	4-5070	医医肠性 电 电	作 考
写透明风		译生物物域	第二 强 海撒地攻	第一程 但數地規	第二階 中高層推動 基層是報	第 一 雅 您居住品 与用地址	
* R T. 10 F.	Part Trans	0	Ω	0	0	()	
	·在新用用的经济学是《国际的10 自己、中	O	0	O	0	O	
	·中学教·中等教育学验·吉特学验	0	0	0	0	0	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	孝禄-山路孝禄号	0	0	Ö	0	×	
四東領荷		0	0	Ö	0	0	
9年-甲基-科	3.M	0	0	O	0	×	
医人中一人 區	河西·监督城市包括范尔一共市	0	0	O	0	O	
	一	O(nn mility)	0	0	0	0	
(B) (M)		0	Ω	C	0	×	
公共 [3] [7]		n	n	×	×	×	
845		۰	0	0	0	0	
	=超基头处理图·SI—FIX为形式等	×	×	×	×	×	
ダーサングラー: ベット ム・デビ	スケートペースルーペーポールを使っている部間・ 音楽	×	×	×	×	×	
	A-A-CE-AIDIO 使用放射を放射時	×	×	×	×	×	
相関 サポルカ	*	×	×	×	×	×	
4-5-4	日常・ナイトシラブ・ダンス・ホール等	×	×	×	×	×	
· 指口的 -	参考に対しの表別はのを引く200 ml	٥	×	×	×	×	
企業場・特別 表で	88	×	×	, ×	×	×	
W-1	19,950 时间接到外的数据到的特殊	×	×	×	×	×	
神心が組		^	^	×	×	×	业务为本于JI 全党全领域
自動車 網	到下,少少,我们还会会所有300 mi	n	n	C	n	独立平庫を禁止、※	高い ist and mild ist可
28	以上 及以,唯国教育的统计》2000年	n	×	×	×	×	
	治療者で言葉用店印刷が可能なす。かつ、家	0	0	0	0	×	
一地中島村・公 ログラス 会社 名	治療等でも緊急性的なが可能を下ったつ。除	0	0	0	0	×	
		O	O	Q(zinna mitir lk)	○ク 形象下かつ 1,500mi以下	×	
	(1) 10 日本 1	×	×	×	×	×	
上原以外中间		C	0		〇位 職以下かつ 1,300m以入	×	
美国国际		С	0		(FI36m 005,1)○	×	
を見するもの	を意思しないもの 3回路7日上	C	0	(4 Julia 000,5)()	×	×	
e. etim Benefici	BERESCIP	. ×	×	×	×	×	
	Miles used	×(15㎡以下4.创 NO	×(15 m以下4. 加遍)	×(15 m以下4.例 (編)	x()2 m以上+判 x	X X(IS misu Trika) (교)	
		×	×	×	×	×	
	學學院的一名的社会主义政策	0		n	0	n	
伊斯斯斯斯 斯斯斯斯		O	〇(白家販売の 参品)	×	×	×	
BASSIS IN		×	×	×	×	×	
SEA PRINTS	新用車面供の名割 > (20 m/大型車配換を停 にがやすがいたの	×	×	×	×	×	
Lapenii Saa	这项大型以中共改变LGF等等企业的共和岛	×	×	×	×	×	
	%2. 化新光明和图明音等分析 至60 ml	O	〇空気 片 筋 機は使用しないこと	×	×	×	
	企業技術的情報会社 -全部(id	0	×	×	×	×	
NESETTA NESETTA	####################################	×	×	×	×	×	
	重命的家仁多数人心态	n	n	×	×	×	
	- 運動をおれて物	×	×	×	×	×	
100 Te	通の中央外への	×	×	×	×	×	
	三心知 心态的	×	×	×	×	×	

優れた環境・景観づくりのルール

≪桑江伊平地区(キャンプ桑江北側)≫

【地区計画】

■ 参考・建築物の用途の制限の早見表

拡大

地区区分		①沿道商業地	②業 務 地	②遺跡・博物館 開 地	4-般住宅地	⑤低層専用 住 宅 地	備 考	
用途地域		準住層地域	第二種住居地域	第 一 種住居地域	第二種 中高層住層 專用地域	第 — 種 低層住層 專用地域		
住宅·共同住宅	·寄宿會·下宿	0	0	0	0	0		
兼用住宅(店舗つ、50 ㎡以下)	事務所等の部分が延べ面積の 1/2 未満、か	0	0	0	0	0		
幼稚園·小学校	·中学校·中等教育学校·高等学校	0	0	0	0	0		
大学·高等專門	学校·專修学校等	0	0	0	0	×		
図書館等		0	0	0	0	0		
神社·寺院·教会	安等	0	0	0	0	×		
老人ホーム・保	育所・身体障害者福祉ホーム等	0	0	0	0	0		
老人福祉センタ	—·児童厚生施設等	〇(600 m以下)	0	0	0	0		
病院		0	0	0	0	×		
公衆浴場		0	0	×	×	×		
診療所		0	0	0	0	0		
個室付浴場業に係る公衆浴場・ヌードスタジオ等		×	×	×	×	×		
ボーリング場・スケート場・スキー場・水泳場・ゴルフ練習所・ パッティング練習場		×	×	×	×	×		
マージャン屋・は	『ちんこ屋・射的場・勝馬投票券発売所等	×	×	×	×	×		
カラオケボックス等		×	×	×	×	×		
キャバレー・料理店・ナイトクラブ・ダンスホール等		×	×	×	×	×		
劇場・映画館・	客席部分の床面積の合計<200 mf	0	×	×	×	×		
劇物・映画編・ 演芸場・観覧 場で	200 mf≥溶席部分の床面積の合計>10,000 mf	×	×	×	×	×		
FRI W	10,000 ㎡〈宮康部分の床面種の合計	X	×	X	×	×		

スーパーなどを誘致する方法

≪那覇新都心≫

【土地の共同利用と申し出換地】

関係機関の役割分担

後関	内容
公団	■申し出条件の検討 ■申し出調査の実施 ■申し出量の調整 ■換地設計
街づくり協議会	■街づくり方針の策定及び地権者に対する周知 ■土地の共同利用についての地権者への啓蒙 ■共同利用義務街区の提案及び設定 ■共同利用義務街区等に係る企業誘致 ■共同利用参画地権者の組織化支援 ■共同利用の推進の支援
那覇新都心(株)	■公団からの委託による申し出量の調整 ■街づくり協議会からの委託による共同利用義 務街区への企業誘致、共同利用参画地権者の 組織化の支援、共同利用の推進の支援
地主協議会	■申し出換地及び土地の共同利用導入に係る地 権者の合意形成■地権者全体の総意のとりまとめ

出典:那覇新都心開発事業の あゆみ (都市機構)



スーパーなどを誘致する方法

≪那覇新都心≫

【土地の共同利用と申し出換地】

- ●街区の中の複数の地権者の土地を一体的に利用し、各筆の位置・面積にとらわれることなく良好な市街地の形成や土地資産の有効活用を図ることを可能とする「土地の共同利用」を導入
- ●複数の土地を集約することによる商業業務施設用地 や良好な住環境の住宅地の確保、小規模土地所有者 の土地の共同利用の実現のため、各地権者の申し出 (選択)による「申し出換地」を実施

≪那覇新都心≫

【地区計画】

建築物の形態、敷地の利用等について規制・誘導







地区計画により創出された広々とした歩行空間

出典:那覇新都心開発事業の

あゆみ (都市機構)

≪新本牧(横浜市)≫

【地区の概要】



年月日	出来事
S20. 9. 5	米軍住宅施設用地として接収
S44. 3. 27	1号地区の返還合意
S52. 12. 15	2号地区の返還合意
\$53. 5. 30	土地区画整理事業の都市計画決定
S57. 1. 25	土地区画整理事業の事業計画決定
\$57. 3. 31	返還
H1. 2. 25	換地処分

事業名称:横浜国際港都建設事業 新本牧地区土地区画整理事業

<u>地区面積:約88.2ha</u>

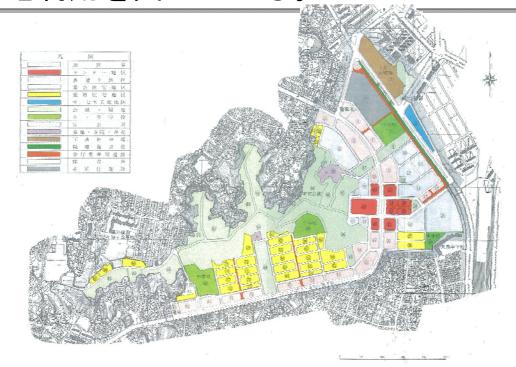
<u>事業期間: H56~S64</u>

目的に合わせた場所への換地

≪新本牧(横浜市)≫

【選択換地】(土地利用の選択に基づく換地、申し出換地)

●地権者の土地利用意向に沿った地区に換地を定め、 円滑な土地利用を図っている。



出典:新本牧まちづくりの道標

(横浜市都市計画局)

優れた環境・景観づくりのルール

≪新本牧(横浜市)≫

【建築協定】

建築協定概要(昭和57年8月認可公治	告)		Walter E	
区	センター	表通り(I. II)	集合住宅	低層住宅(A. B)	サービス工場
最小敷地規模	各街区面積	1.1000m II.500m	1000mi	A, 200m (165m) B, 100m	500mi
用 途	店舗、事務所等	店舗、事務所、共同 住宅等	共同住宅、タウンハ ウス等	一戸建専用住宅、タ ウンハウス等	自動車関連施設等
壁面後退	山下·本牧・磯子線 より2m以上	山下・本牧・磯子線より 非住宅 2 m以上 住 宅 4 m以上	道路から2m以上	道路から2m以上 隣地から1m以上 (A地区)	本牧線・湾岸線から 2 m以上
塀		生	垣またはクリンプネッ	ト等の透視性のあるも	o o
外壁・屋根の形・色・材質等		地区全体の調和を図る			
その他	広場:敷地面積の 10%以上確保 構造:耐火建築物	構造:耐火建築物	構造:耐火建築物	盛り土:0.5m未満 階数:2以下 (1部3以下)	構造:耐火建築物 または 簡易耐火建築物

出典:新本牧さきがけの詩がきこえる

(横浜市都市計画局)

優れた環境・景観づくりのルール

- ≪新本牧(横浜市)≫【まちづくり指針】
 - ●建築物に関する事項屋根の形状(勾配屋根)、屋根の色(黒系統、茶系統)、外壁の色(原色及び刺激的な色調を避ける)
 - ●<u>緑化に関する事項</u> 敷地内・建物(バルコニー・窓辺等)の緑化等
 - ●<u>管理に関する事項</u> 建築物等の美観の維持、全面道路の清掃等





出典:新本牧さきがけの詩がきこえる (横浜市都市計画局)

まちづくりの事例紹介 ≪新本牧(横浜市)≫







≪新本牧(横浜市)≫







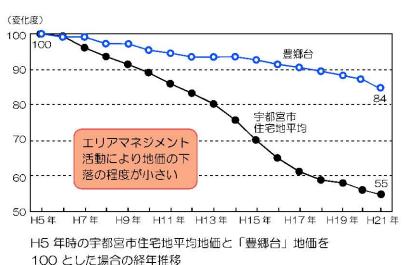


≪良好なまちなみ景観づくりの効果≫

【資産価値拡大・維持】

資料:国土交通省「地価公示」

美しい街並みや安全で快適な環境が形成されることで、土地・建物の不動産価値が下落しにくくなったり、不動産の売却が比較的容易になったりする等、市場性を維持することができます。







美しい街並みにより資産価値を維持 豊郷台 (栃木県宇都宮市)

出典:エリアマネジメントのすすめ

(国土交通省)

≪人の集う空間≫





高松丸亀町商店街(高松市)







グランドプラザ (富山市)

出典:丸亀町商店街HP(ブログ) 出典:土地情報総合ライブラリーHP(国土交通省)

≪人の集う空間≫



アメリカンビレッジ(北谷町)







まちづくりの事例紹介(まとめ)

【まちづくり(跡地利用)に必要だと考えられること】

- □地権者が集まり、相談する場
- 口土地利用の目的に合わせた土地の再配置
- 口優れた環境や景観をつくるルール
- 口人々が集まり、賑わう空間づくり

意見交換

- Q. 跡地利用に関して、気になること、聞きたいこと はありませんか。
- Q. 説明会や勉強会の開催方法や内容に、ご意見 はありませんか。

次回の「まちづくり説明会」

次回の開催予定

日時: 2月下旬頃(19:00開始予定)

内容:講演会(詳細未定)

今年度の取り組みの報告等



